

税務・人事労務ワンポイント(390)

インボイス発行事業者の登録 医業では？

税理士 嶋 賢治

23年10月1日より消費税の仕組みが変わります。消費税の課税事業者は、受け取った(預かった)消費税を税務署へ納税しなければなりません。仕入や経費と一緒に支払った消費税は納税額から差し引くこと(仕入税額控除)ができます。

からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つまり、税務署から登録を受けた課税業者に支払った消費税でなければ仕入税額控除を受けることができないということです。

医業での消費税は、自費診療や健診、各種文書料、差額ベッド料などに対し課税され、その年間(法人では決算期)の金額が1千万円を超えれば課税業者として申告納税をします。

消費税の対象になる収入が1千万円以下のクリニック等は免税業者として、消費税は受け取っても申告納税は不要です。

課税対象収入が1千万円を超え5千万円以下のクリニック等は納税に有利な簡易課税方式で、課税対象収入の

5%程度の消費税を納税しています。簡易課税方式では仕入税額控除を医業の場合は50%と一律に法定していますから、インボイスで負担した消費税を証明する必要はありません。従ってこちら側(医療業者)から言えば、インボイス制度は課税対象5千万円超という例外的な本則課税事業者以外は、まったく関係ないので登録も不要です。

しかしむこう側(医療業者からサービスの提供を受ける消費税の課税事業者)からは医療業者からのサービスの対価に関する請求書・領収書等は必ず必要なので、当然インボイス(適格請求書)を求められる場面が出てきます。

インボイスを求められるのは、規模の大きい(課税売上5千万円超)事業者への健診・自費診療・文書料等の請求書・領収書を発行する場合です。事業者でも、明らかに年商5千万円以下と思われる人からインボイスを請求される場合は想定されません。

事業者でない一般の患者さんからの上記の状況は考えられませんので、ほとんどの医療業者の方はインボイス発行事業者としての登録は不要です。

例外的にインボイスを求められる免税事業者である医療業者の方はどのような対応になるのでしょうか？

①免税業者なので登録をしていない。従ってインボイスは出せない。

②消費税分(現行10%)値引きする。

①の場合は相手次第で、次回から依頼が来なくなる②の場合はその分収入が減るので、どちらにしてもこちらにとつていいことではありません。

これらの事態を避けるには、あえて課税事業者になり、インボイスの発行事業者としての登録をするかです。その際は当然ながら消費税の納税が出てきます。

つまり、上記の想定される収入減と消費税の負担増の比較衡量で、とるべき道を選択することになります。

現在でも課税業者である医療業者の方は、登録をすべきです(期限は23年3月31日)。

ただ簡易課税で課税売上1千万円を少し超える医療業者の方で、その対象者が一般の患者さんであれば敢えて登録することはないでしょう。登録すれば必ず課税業者になりますから、課税売上が1千万円を切つて課税業者でなくなつても、登録を抹消しない以上は課税業者のままになります。

その他の簡易課税適用の医療業者の方や、本則課税適用の医療事業者の方も対象がほとんど一般の患者さんであれば、こちらもインボイスの発行事業者としての登録は必要ありません。

